流通業務  $\mathcal{O}$ 総合化及び効率 化 . (T) 促進に関する法律 ... つ 部を改正 する法律 の施行に伴う関係政令の整備

に関する政令案要綱

第一

流通業務  $\mathcal{O}$ 総合化及び効率化 の促進に関する法律施行令の一 部 改正

経済産業大臣 の権限のうち、 の都道府県の区域内のみで行 わ れる中小企業流通業務総合効率化事業

に係る権限に属する事務につい ては、 当該区域を管轄する都道府県知事が行うものとすること。

(第六条関係)

二 地方支分部局の長への権限の委任

(第七条関係

1 玉 土交通大臣 の権限のうち、 0) 地方運輸 局 の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率 化 事業

に係る権限 (貨物軌道事業に係る権限及び港湾流 通 拠点地区に おいて特定流通業務施 設 0 整備を行う

事業に係る権限を除く。 は、 当該区域を管轄する地方運輸 局 長に委任するものとすること。

2 玉 土交通 大臣  $\mathcal{O}$ 権限 のうち、  $\mathcal{O}$ 地 , 方整備! 局 又は 北 海 道 開 発 局  $\mathcal{O}$ 管 轄区 一域内の みで行わ れ る流 通 業

務総合効率 化事業に係る権 限  $\mathcal{O}$ うち、 港湾流 通 )拠点地 区区に お 7 て 特定 流 通業務的 施設  $\mathcal{O}$ 整備 を行う事 業

に係る権限は、 当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任するものとすること。

経済産業大臣 の権限のうち、 一の経済産業局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業

3

に係る権限 中 小企業流 通業務総合効率化事業に係る権限を除く。)は、 当該区域を管轄する経済産

業局長に委任するものとすること。

4 農林水産大臣の権限のうち、一の地方農政局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業

に係る権限は、 当該区域を管轄する地方農政局長に委任するものとすること。

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 関係政令の一部改正

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令及び経済産業省組織令について、所要の改正を行うものと

すること。

第三 附則

この政令は、 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施

行するものとすること。